

輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用）
(C-5020)

I 輸入申告書等記載要領の共通事項

- (1) 申告書への記載は、全て黒色のタイプ又はペンで行うこととし、税関における各種の書き込み又はゴム印の押なつは、赤色のペン又はスタンプで行う。
- (2) 申告書への記載は、和文又は英文をもって行う。
- (3) 各欄への記載事項は、なるべく欄の下部に記載し、訂正のための余白を残すよう指導する。
- (4) 記載事項を訂正するときは、訂正すべき箇所を2本の線で消し込み、訂正箇所の上方に訂正事項を記入する（税額の算出に問題がない記載事項の訂正については、申告書を直接訂正して差し支えない。）。
- (5) 1申告書に記載できる品目の範囲は、申告書上段の各項目に記載すべき事項が原則として共通しており、かつ、1仕入書に記載されている品目とする。
なお、品名欄が不足するときは、「輸入（納税）申告書（つづき）」(C-5020-2)を使用する。
- (6) 1申告書に記載する品目が2以上の品名欄に記載されることとなる場合には、品名欄の()内に一連番号を記載する。
- (7) 統計基本通達21-2に掲げる貨物（統計基本通達21-2(4)に掲げる金貨及び貨幣用金を除く。）については、関税の軽減又は免除の取扱いを受けようとする1品目（関税法基本通達67-4-17(1)（関税率表等の分類の特例扱い）に規定する品目をいう。以下この項において同じ。）の価格が20万円を超えるものを除き、申告書中「統計細分」欄に×印を記入する。
- (8) 1申告に係る貨物につき、1品目の価格が20万円以下の貨物が2以上ある場合において、関税法基本通達67-4-17(1)の規定によりその全部又は一部の品目を申告書の1欄に取りまとめて申告するときは、申告書の記載は、次による。
 - イ 品名欄には、代表的な品目の品名に「等」を付して記載する。
 - ロ 統計細分欄には、×印を記載する。
 - ハ 単位及び正味数量欄には、従量税率が適用される場合を除き、記載しない。
- (9) 1申告に係る貨物につき、統計基本通達6-2に規定する再輸入品に該当する品目が2以上ある場合において、関税法基本通達67-4-17(4)の規定によりその全部又は一部の品目を申告書の1欄に取りまとめて申告するときは、申告書の記載は、次による。
 - イ 品名欄には、代表的な品目の品名に「等」を付して記載する。
 - ロ 統計細分欄には、代表的な品目について輸入統計品目表に定める細分番号（3桁）の末尾に統計基本通達25-8（再輸出入品識別符号）に定められた識別符号「Y」を付して記載する。
- (10) 各欄は、原則として統計品目番号、税番及び税率の異なるごとに記載するものとする。ただし、同一の統計品目番号、税番及び税率であっても、減免税条項の適用を受けようとするものが含まれる場合、減免税の適用条項が異なる場合、又は内国消費税が課税されるものがある場合、若しくは内国消費税の適用税率等が異なる場合には別欄に記載する。
ただし、関税定率法第14条第11号の適用を受けて免税輸入する貨物であって、当該

貨物が関税定率法施行令第15条第2号に掲げる貨物の運送のために反覆して使用されるものの（以下この号及び下記Ⅱにおいて「通い容器」という。）である場合には、税番が異なる通い容器が複数あるときは、これらのうち数字上の配列において最初となる税番により一欄に取りまとめて記載して差し支えない。

- (11) 輸入（納税）申告書に係る関税等の納付を法第9条の4ただし書に規定する財務省令で定める方法により行う場合には、申告書の上部余白に当該方法により関税等を納付したい旨（例えば、「MPN利用」）を明瞭に記載する。

II 輸入（納税）申告書の記載要領

〈申告書上段の記載要領〉

申告種別符号欄には、該当する符号の右の枠内に×印を記入する。

（注）略号符号の意義は、次のとおりである。

IC	直輸入	RE-IMP	再輸入
IS	蔵入れ	ISW	蔵出輸入
IM	移入れ	IMW	移出輸入
IA	総保入れ	IAC	総保出輸入
BP	許可前引取	IBP	輸入許可前引取貨物の輸入

「申告年月日」欄には、申告書が受付担当職員のもとに提出される日付を記載する。ただし、書類不備等の理由により受付担当職員が申告書を返還したときは、当該申告書の補正後改めて提出された日とする。

「宛先」欄には、申告書を提出する税関官署の長の名称（例えば、○○税関○○出張所長）を記載する。

「輸入者」欄には、「貨物を輸入しようとする者」を記載する。その意義は、関税法基本通達67-3-3の2に定めるところによる。

「仕出人住所氏名」の欄には、輸入される貨物に係る仕入書に荷送人等として記載されている者等の外国における取引上の当事者の住所又は居所及び氏名又は名称を記載する。

なお、輸入される貨物が通信販売貨物（通信販売（関税法施行令第59条第1項第6号に規定する通信販売をいう。以下同じ。）により購入された後、当該貨物の販売者又はその委託を受けた荷送人等により外国から日本国内に宛てて発送されたものをいう。以下同じ。）に該当する場合において、「仕出人」（外国における取引上の当事者）には、当該貨物の販売者のかか、その委託を受けた仕出国における荷送人等を含む。ただし、通信販売貨物がその販売者から委託を受けた荷送人等により発送された場合において、当該荷送人等が、自ら発送した貨物について輸入（納税）申告書に記載すべき事項及びこれに関連する事項である貨物の輸入者名、品名、性質、形状、数量又は価格を把握していないため、貨物の内容に責任を負うことのできないときは、当該荷送人等は、外国における取引上の当事者に該当しない。

「税関事務管理人」欄には、税関事務管理人を定めている場合に、当該申告を処理する税関事務管理人の氏名及び受理番号（「税関事務管理人届出書」（C-7500）に記載される受理番号をいう。）を記載する。

税関事務管理人を定める必要がない場合には、当該欄の記載を要しない。

「船（取）卸港」欄には、当該申告に係る貨物が船（取）卸される港名又は空港名を記載する。

郵便物に係る輸入申告書については、当該欄の記載を要しない。

「積載船（機）名」欄には、当該申告に係る貨物が積まれていた船舶の名称（航空機に積まれていた貨物の場合は、例えば当該航空機の便名及び日付）を記載する。

郵便物に係る輸入申告書については、当該欄の記載を要しない。

「入港年月日」欄には、当該申告に係る貨物が積まれていた船舶又は航空機が入港した年月日を記載する。

郵便物に係る輸入申告書については、当該欄の記載を要しない。

「原産地」欄には、関税法施行令第4条の2第4項による原産地を記載する。ただし、統計基本通達6-2(1)に定められた再輸入の場合には、積出國をかっこ書で併記する。

「積出地」欄には、船舶又は航空機に積まれた場所を記載する。

郵便物に係る輸入申告書については、当該郵便物の差出國名を記載する。

「船荷証券番号」欄には、船荷証券（船荷証券のない場合には、積荷目録）又はAir Waybillの番号を記載する。ただし、貨物が保税運送後、蔵（移・總保）入れ若しくは輸入申告されるもの又は蔵（移・總保）入れ後輸入申告されるものである場合には、当該保税運送承認書又は蔵（移・總保）入承認書の番号を記載する。

郵便物に係る輸入申告書については、当該欄の記載を要しない。

「蔵置場所（都道府県名）」欄には、現に貨物を蔵置している場所（例えば保税蔵置場の名称）及び当該蔵置場所が所在する都道府県名を記載する。ただし、当該蔵置場所が他所蔵置場所、本船、はしけ等の保税地域以外の場所である場合は、「都道府県名」欄には、本関が所在する都道府県名を記載する。

なお、本船扱い又はふ中扱いの場合には本船扱い又はふ中扱いを受けようとする場所等（例えば、本船扱いにあっては接岸岸壁名、ふ中扱いにあってははしけだまりの名称及びはしけ名（2隻以上の場合には、「○○丸ほか○○隻」））を記載する。

「蔵入、移入又は總保入先」欄には、蔵（移・總保）入れの承認申請の場合にのみ記載するものとし、蔵入れ若しくは移入れしようとする保税蔵置場若しくは保税工場又は總保入れしようとする貨物施設（関税法基本通達62の8-1(1)に規定する貨物施設をいう。）の所在地（都市名）及び名称を記載する。なお、1申請で蔵入先、移入先又は總保入先が2か所以上ある場合は全て記載する。

「通販貨物等識別」欄には、輸入される貨物が該当する貨物の類型の右の枠内に×印を記入する。

（注）貨物の類型の意義は、次のとおりである。

通信販売貨物：通信販売により購入された後、その貨物の販売者又はその委託を受けた仕出入により外国から日本国内に宛てて発送された貨物

F S利用貨物：E Cプラットフォーム運営事業者等が提供するフルフィルメントサービス（購入者の注文受付から配送完了までの一連の業務全般（受注、在庫管理、梱包、発送、受渡し、代金回収等）を請け負うサービス）を利用して国内で販売することを予定して輸入しようとする貨物

その他の貨物：輸入貨物のうち、通信販売貨物及びF S利用貨物以外のもの

「プラットフォームの名称等」欄には、輸入される貨物が通信販売貨物である場合に、その通信販売において利用されたプラットフォーム（関税法施行令第59条第1項第7号に規定する

プラットフォームをいう。以下同じ。) の種類について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載する。

- (1) その通信販売において利用されたプラットフォームがその提供者(運営事業者)以外の者である販売者により利用されるものであることが明らかな場合 当該プラットフォームの名称又はそれに代わる呼称
- (2) (1)に掲げる場合以外の場合 (その通信販売において利用されたプラットフォームが当該貨物の販売者により自ら提供されるウェブサイト等であることが明らかな場合又は当該プラットフォームの種類が明らかでない場合) 次のイからハまでに掲げるいずれかの事項
 - イ 当該貨物に係るプラットフォームの名称又はそれに代わる呼称
 - ロ 当該プラットフォームの提供者(運営事業者)の氏名又は名称
 - ハ 当該貨物の販売者の氏名又は名称

なお、その通信販売において利用されたプラットフォーム等に関して、N A C C S を利用した輸入申告に係るプラットフォーム等コードが設定されている場合には、上記(1)又は(2)に定める事項に代えて当該コードを記載することとしても差し支えない。

「運送場所識別」欄には、1申告中の輸入される貨物に係る運送先について、該当する記載の右の枠内に×印を記入する。「運送先」とは、当該貨物に係る輸入申告時点の運送契約において、輸入の許可(関税法第73条第1項の規定により輸入の許可前における貨物の引取りの承認を受けて引き取られる貨物については、その承認)がされた後に運送される場所として定められているものをいう。

(注) 運送場所識別欄の運送先に係る記載の意義は、次のとおりである。

輸入者住所と同じ	: 貨物の運送先が当該貨物を輸入しようとする者の住所又は居所と同じ場所のみである場合
定めなし	: 貨物の運送先が当該貨物の運送契約において定められていない場合
1箇所	: 貨物の運送先(当該貨物を輸入しようとする者の住所又は居所と異なるものに限る。)が1箇所ある場合
複数箇所	: 貨物の運送先(当該貨物を輸入しようとする者の住所又は居所と異なるものに限る。)が複数箇所ある場合

なお、一の貨物について経由地を含めて2以上の運送される場所がある場合には、そのうち最後に運送される場所を当該貨物の運送先とする。

運送場所識別が「輸入者住所と同じ」又は「定めなし」に該当する場合には、「貨物運送先」の各欄の記載を要しない。

運送場所識別が「1箇所」に該当する場合には、その運送先について「貨物運送先」の各欄に記載する。

運送場所識別が「複数箇所」に該当する場合には、当該申告に係る主たる貨物の運送先について「貨物運送先」の各欄に記載するとともに、運送先の一覧を「輸入申告に係る運送先一覧表」(C-5021、C-5022又はC-5023)に記載して添付する。この場合において、当該申告に係る「主たる貨物」の選択については、最も数量の多い貨物、最も価格の高い貨物等の合理的な判断基準によるものとする。

「貨物運送先」欄には、運送場所識別が「1箇所」又は「複数箇所」に該当する場合に、以

下のとおり記載する。

- (1) 貨物に係る運送契約において、運送場所の名称が定められているとき
「貨物運送先」欄の「場所」の右の枠内に×印を記入する。「所在地」、「名称等」及び「電話番号」の各欄には、それぞれその運送場所の所在地、名称及び電話番号を記載する。
- (2) 貨物に係る運送契約により運送場所において貨物の引渡しを受ける者の氏名又は名称（屋号を含む。）が定められているとき（例えば、個人の住居又は商店宛ての貨物であって、運送場所（又は運送場所にある施設）の名称がないとき）
「貨物運送先」欄の「引受人」の右の枠内に×印を記入する。「所在地」、「名称等」及び「電話番号」の各欄には、それぞれその運送場所の所在地、その引渡しを受ける者の氏名又は名称及び当該者に係る電話番号を記載する。
- 「申告番号」欄には、輸出申告書の記載要領に準じ申告者別整理番号及び申告月符号を記載する。
- 「船（取）卸港符号」、「船（機）籍符号」、「貿易形態別符号」、「原産国（地）符号」及び「輸入者符号」の欄には、統計基本通達 25-1 から 25-6 までに定められた記載要領により記載する。
- 「※（調査用符号）」欄には、別途指示がある場合にのみ記載する。
蔵（移・総保）入れの承認を受けた貨物について輸入申告をする場合には、「積載船（機）名」、「入港年月日」等記載の必要がないと認められる欄については、適宜記載の省略を認めて差し支えない。

<申告書の中段のうち、関税に関する欄の記載要領>

- 「品名」欄には、「輸入統計品目表」の分類に沿って、詳細に記載するよう指導する。
- 「番号」欄には、税表の適用上の所属区分のうち号（6 衢の番号）（「輸入統計品目表」に定める番号と共に）を記載する。ただし、「輸入統計品目表」の第 22 部に掲げる特殊取扱品については、当該品目表に定める番号（6 衢）を記載する。
- 「統計細分」欄には、「輸入統計品目表」に定める細分番号（3 衢）を記載する。
- なお、申告貨物が再輸入品の場合には、細分番号（3 衢）の末尾に統計基本通達 25-8（再輸出入品識別符号）に定められた識別符号「Y」を記載する。また、上記 I(7)から⑩までの規定に留意する。
- 次の表に掲げる申告貨物の種類に該当する場合には、提出書類の種類に応じ、それぞれ同表に定める識別符号を細分番号（3 衢）の末尾に記載する。

申告貨物の種類	記載する識別符号	
	提出書類の種類	
	原产地 証明書	原產品 申告書
①EPA 税率を適用する場合（②から⑥までに該当する場合を除く。）又は関税暫定措置法施行令第 10 条の 3 の規定に基づく確認を受ける物品である場合（③に該当する場合を除く。）	F	N

②アセアン包括協定による EPA 税率を適用する場合	H	—
③CPTPPによる EPA 税率を適用する場合 (⑤に該当する場合を除く。) 又は関税暫定措置法施行令第 10 条の 3 の規定に基づくCPTPPの原産品とされるものであるとの確認を受ける物品である場合	—	C
④EPA 関税割当制度による税率を適用する場合 (⑤に該当する場合を除く)	K	Q
⑤CPTPP関税割当制度による税率を適用する場合	—	D
⑥RCEP 協定による EPA 税率を適用する場合	R	P

(注 1) 「EPA税率」とは、関税法基本通達 3－2（条約に基づく税率の適用）の(2)に規定する税率をいう。

(注 2) 「EPA関税割当制度による税率」とは、経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成 17 年政令第 35 号）に基づき、経済連携協定において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品の当該譲許の便益を適用する場合の税率をいう。

「税表細分」欄には、税表の適用上の所属区分のうち上記「番号」欄に記載した号の番号（6 衍）を除いた細分番号を記載する。ただし、「輸入統計品目表」の第 22 部に掲げる特殊取扱品については、税表の適用上の所属区分の全ての番号を記載する。

「単位」欄には、「輸入統計品目表」に定める統計単位を記載する（2つの単位が定められている場合には、両方を記載する。）。

なお、従量税が適用される貨物で、「輸入統計品目表」に定める統計単位と税率適用の基礎となる単位とが異なるもの（砂糖、銅の塊等）については、両方を併記する（ただし、税率適用の基礎となる単位は下方に記載する。）。

「正味数量」欄には、前記「単位」欄の単位により表示される数量を記載することとし、当該数量のうち、統計計上単位以上の数字を左側白抜き部分に、統計計上単位未満の数字を右側色刷部分に記載する。ただし、当該数量が、統計計上単位未満の場合は、白抜き部分に 0 を、右側の色刷部分に統計計上単位未満の数字を記載する。

なお、「輸入統計品目表」に定める単位が 2 つある品目については、第 1 単位数量を上位に、第 2 単位数量を下位に記載する。また、前記「単位」欄のお書に該当する場合、税率適用の基礎となる単位に相当する正味数量は、下部の色刷部分に記載する。

「申告価格」欄には、CIF 価格を邦価で記載することとし、その記載に当たっては、当該価格のうち、千円以上の価格は左側白抜き部分に、千円未満の価格は右側色刷部分に記載する。なお、関税定率法基本通達 4 の 7－1 の規定により別途通知する通貨以外の通貨により価格 が表示された貨物に係る蔵（移・総保）入承認申請及び蔵（移・総保）出輸入申告の「申告価格」欄の記載に当たっては、当該欄下部の色刷部分に価格条件及び当該外国通貨建による価格を必ず記載するものとする。

「税率」欄には、税率を記載し、当該税率の適用区分に従って、「基」（基本税率をいう。）、「協」（協定税率（関税法基本通達 3－2（条約に基づく税率の適用）の(1)に規定する税率をいう。）、便益税率及び E P A 税率をいう。）、「特」（特恵税率をいう。）又は「暫」（暫定税率

をいう。) のいずれかの下の枠内に×印を記入する。

「**関税額**」欄には、関税額又は減免税額(いずれも円単位まで)を邦価で記載することとし、当該税額のうち、千円以上の税額は左側白抜き部分に、千円未満の税額は右側色刷部分に記載する。減免税条項の適用がある場合には、減免税額欄に減免税額を記載し、減免税額欄以外の欄には、免税の場合0を、減税の場合は関税相当額から減税額を控除した税額を記載する。また、無税の場合は、減免税額欄以外の欄の色刷部分に0を記載する。

「**減免税条項適用区分**」欄のうち、「**符号**」欄には統計基本通達別紙第7に定められた減免税条項符号を記載する。

なお、前記I(10)のただし書により、税番が異なる通い容器を一欄に取りまとめて記載する場合には、取りまとめた税番に該当する減免税条項符号を記載する。

「**定率、暫定**」欄には、定率法が適用される場合は「**定率**」、暫定法が適用される場合は「**暫定**」のそれぞれの右の枠内に×印を記入する。また、「**条項号**」欄には、適用法令の免税に関する条項及び号を記載する。この場合において、上段は法律の条項号、中段は政令の条項号、下段は政令の別表の号を記載する(例えば、暫定令別表該当の場合には、「**符号**」欄に当該物品の減免税条項符号を記載し、「**暫定**」欄の右の枠内に×印を記入し、「**条項号**」欄の上段に暫定法の条項号を、中段に暫定令の条項号を、下段に暫定令別表の号を記載する。)。

なお、定率法及び暫定法以外の条約、法令に基づき関税の減免を受けようとする場合には、「**条項号**」欄に、適用条約、法令の減免税に関する条、項及び号を記載し、条約名又は法令名は、便宜、「**※税関記入欄**」に記載する。

- (注) (1) 軽減税率適用貨物については、減免税貨物と同様、この欄に必要事項を記載することとする。ただし、「**関税額**」の減免税額欄は、記載の対象とならないので留意する。
- (2) 展覧会等に出品するため輸入される無税品で、輸入の際の性質、形状のままで再輸出される貨物に係る輸入申告については、貿易統計計上除外となっているので、「**符号**」欄に○と記入する。

「**税額合計**」欄には、左側に各関税額欄(「**輸入(納税)申告書(つづき)**」を使用する場合には、当該「つづき」の各個を含む。)に記載された関税額(減免税額を除く。)の合計額(ただし、合計額の100円未満は切り捨てる。)を記載し、右欄の()内に有税品の使用欄数を記載する。

<申告書中段のうち、内国消費税等に関する欄(△印のある欄)の記載要領>

「**酒** **石** **消** **地**」の欄には、課税物品に適用されるそれぞれの法律の区分(例えば、酒税法の場合**酒**、石油石炭税法の場合**石**、消費税法の場合**消**、地方税法の場合**地**)右の枠内に×印を記入する。また、同欄の予備枠は、たばこ税法及び一般会計における債務の承認等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(以下「**一般承継財確法**」という。)、揮発油税法及び地方揮発油税法並びに石油ガス税法の表示欄として使用することとし、たばこ税法及び一般承継財確法が適用される場合は**た**、揮発油税法及び地方揮発油税法が適用される場合は**揮**、石油ガス税法の場合**ガ**と記載した上、その右の枠内に×印を記入する。

なお、内国消費税(消費税を除く。)が申告されず、消費税及び地方消費税のみが申告される場合には、消費税に係る申告事項は、関税に係る欄と同一の内国消費税等に関する欄の上欄に、地方消費税に係る申告事項は、関税に係る欄と同一の内国消費税等に関する欄の中欄に記

載する。

また、内国消費税（消費税を除く。）が申告される場合には、当該内国消費税に係る申告事項は、関税に係る欄と同一の内国消費税等に関する欄の上欄に、消費税に係る申告事項は、関税に係る欄と同一の内国消費税等に関する欄の中欄に、地方消費税に係る申告事項は、関税に係る欄と同一の内国消費税等に関する欄の下欄に記載する。

さらに、石油石炭税と揮発油税及び地方揮発油税とが同時に申告される場合には、石油石炭税に係る申告事項は関税に係る欄と同一の内国消費税等に関する欄の上欄に、揮発油税及び地方揮発油税に係る申告事項は、関税に係る欄と同一の内国消費税等に関する欄の中欄に、消費税に係る申告事項は、関税に係る欄と同一の内国消費税等に関する欄の下欄に、地方消費税に係る申告事項（関税に関する申告事項と共通する事項を除く。）は、関税に係る欄の次の欄の白抜き部分に×印を記入した上、同欄の内国消費税等に関する欄の上欄に記載する。

「**単位**」欄には、課税物品が従価物品のときは引取数量の単位を、従量物品のときは課税標準数量の単位を記載する。

「**正味数量**」欄には、上記「**単位**」欄の単位により表示される数量を記載することとし、関税の「正味数量」の欄に記載された数量と同一となるときは省略して差し支えない。ただし、課税物品が従量税品であって引取数量と課税標準数量とが異なる場合（例えば、揮発油税法第8条第1項の規定による控除があったとき）には、「**正味数量**」の欄に控除後の課税標準数量を記載し、「**内国消費税等課税標準額**」欄の下部に控除数量を括弧書により記載する。

なお、たばこ税及びたばこ特別税の場合、たばこ税法第10条第2項の表に掲げる製造たばこにあっては、それぞれの区分に応じ、同表に定める分量をもって第1種の製造たばこに換算した本数を記載する。

「**内国消費税等課税標準額**」欄には、価格を課税標準として課税されるものについてのみ邦価で記載する。

「**種別等・税率**」欄には、種別等及び税率を記載させるものとし、同欄の上位に種別等、その下位に税率を記載する。

「**内国消費税額等税額**」欄には、内国消費税額等税額又は減免税額を邦価で記載するものとし、その記載に当たっては、申告書中段の「**関税額**」欄の記載要領を準用する。

「**減免税条項適用区分**」欄のうち、「 輸 」の欄には、輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律が適用される場合は の右の枠内に×印を記入する。

また、同欄の予備枠は、その他の法律の表示欄として使用することとし、その記載に当たっては、上記「 酒 石 消 地 」の欄の記載要領を準用する。

「**条項号**」欄には、適用法令の減免税に関する条、項及び号を記載する。

なお、この場合、法律によって物品及び適用要件が特定されていない場合には、「**条項号**」欄の下位余白に適用政令の条、項及び号を記載する。また、政令によっても特定されていない場合には、便宜「※税関記入欄」に適用規則等を記載する。

「**税額合計**」欄には、左欄に、各税目ごとの内国消費税等税額の合計額（ただし、合計額の100円未満は切り捨てる。）を記載し、右欄にその内国消費税（消費税を除く。）の税目名を、同欄の（ ）内に有税品の使用欄数を記載する。

＜申告書下段の記載要領＞

「貨物の個数・記号・番号」欄には、当該申告に係る貨物の総個数を記載の上、品名欄の（ ）内に付した番号及びこれに対応する貨物の個数、記号及び番号を記載する。ただし、品名欄の（ ）内に付した番号に対応する貨物の記号等が明確でないときは、総個数、記号及び番号を記載し、品名欄の番号は省略して差し支えない。

郵便物に係る輸入申告書については、当該郵便物の種別及び郵便物番号を記載する。

「添付書類」欄のうち、「輸入承認又は契約許可番号」欄には、品名欄の（ ）内に付した番号及びこれに対応する貨物に係る輸入貿易管理令に基づく輸入承認証の番号若しくは輸入に関する確認書の番号（及び該当する輸入公表番号）又は輸出貿易管理令に基づく輸出承認証若しくは加工又は修善に関する契約書の番号を記載し、当該承認証等の番号の下位に当該承認証等に係る貨物の決済価格を記載する。

なお、石油石炭税法第15条第1項の規定により、国税庁長官の承認を受けた者が原油等を輸入申告する場合には、当該承認番号を記載する。

「仕入書」、「仕入書に代わる他の書類」、「原産地証明書」の各欄には、添付された書類に応じ、右の枠内（（有）の欄）に×印を記入し、「本船扱・ふ中扱・搬入前申告扱」の欄には、添付された書類に応じ取扱項目を（ ）で囲み、右の枠内（（有）の欄）に印を記入する。

「輸入貿易管理令別表1・2第 号」欄には、同別表に該当する貨物がある場合にのみ記入することとし、右の枠内（2つの枠のうち左側の枠）に×印を記入し、「別表1・2」のうち、該当しない数字をまっ消の上、「第 号」に該当する号数を記載する。

また、別表に該当する貨物の品名欄の（ ）内に付した番号及びそのCIF価格を本欄の上部に記載する（ただし、同一品名欄の貨物に別表に該当するものとそれ以外のものとが含まれる場合に限る。）。

「関税法第70条関係許可・承認等」欄には、関税法第70条関係の許可書、承認書等が添付されているときは、右の枠内（2つの枠のうち左側の枠）に×印を記入し、当該許可、承認等に係る法令名を（ ）で囲み、その他の法令については、法令名を（ ）内余白に記載する。

なお、税關において仕入書の添付等の申告を正当と認めたときには、記入された×印の右の枠内にレ印を記入する。

「評価申告」の欄には、次のように記入する。

評価申告書提出の有無	輸入申告書の評価申告欄の記載
<p>1. 評価申告書が提出されない場合</p> <p>(1) 關稅法基本通達 7－9(3)に該当する場合</p> <p>(2) 評価申告書 I の A の 2 の 欄の(1)及び(2)の項目の記載内容がいずれも「ない」の欄に該当しかつBの欄に記載すべき調整項目がない場合</p> <p>(3) 評価申告書 I の A の 2 の 欄の(1)の項目の記載内容が「ない」の欄に、同じ欄の(3)の項目の記載内容が「いらない」の欄に該当しかつBの欄に記載すべき調整項目がない場合</p> <p>2. 評価申告書がされる場合</p> <p>(1) 個別申告書の場合</p> <p>(2) 包括申告書の場合</p>	<p>空欄のまま申告する。</p> <p>「無」の欄の右の枠に×印を記入する。</p> <p>「有」の欄の右の枠に×印を記入し、「評価申告書」の欄を空欄のまま申告する。</p> <p>「有」及び「個別」並び「I」又は「II」の欄の右の枠内に×印を記入する。</p> <p>① 「有」及び「包括」並びに「I」又は「II」の欄の右の枠内に×印を記入する。</p> <p>② 「包括申告受理番号」の欄の右の枠内に包括申告書受理番号を記載する。</p>

評価（包括）申告書 I を提出しており、その受理番号が 1000-9-0001 の場合の記載例

評 価 申 告	関稅法施行令第4条第1項第3号 又は第4号に係る事項 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 評価申告書 I <input checked="" type="checkbox"/> II <input type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> 包括 <input checked="" type="checkbox"/> 包括申告 受理番号 1000-9-0001
------------------	--

「納期限の延長に係る事項」欄には、各税目ごとに納期限の延長に係る税額等を記載することとし、「關稅」及び「消・地稅」欄の「包」欄には、法第9条の2第2項の規定による關稅の納期限の延長に係る税額等並びに消費稅法第51条第2項及び地方稅法第72条の103第1項の規定による消費稅及び地方消費稅の納期限の延長に係る税額の合計額等を、「個」欄には、法第9条の2第1項、消費稅法第51条第1項及び地方稅法第72条の103第1項の規定による關稅、消費稅及び地方消費稅の納期限の延長に係る税額等をそれぞれ記載する。また、「税」欄には、消費稅以外の内國消費稅に関する納期限の延長に係る税額等を記載する。

(注) 「消・地税」・「個」欄の記入例

納期限の延長に係る事項			延長しない税額
消 ・ 地 税	個	(税額) 消 65,000 円 地 18,000 円	消 13,000 地 4,000
		(納期限) 令和元年 10 月 31 日	円

「延長しない税額」欄には、税目ごとに当該税目の税額合計額から納期限の延長に係る税額を差し引いた税額を記載する。

「※税関記入欄」には、許可前引取りの承認、未納税引取承認、納期限の延長等に関し、税関において申告書面に表示することが必要と認められる事項を記載する。

「※許可・承認印、許可、承認年月日」の欄には、輸入許可後の適宜の時期に当該許可の日付を記載する（ただし、原本用、統計用及び会計検査院送付用に限る。）。

「枚、欄」欄には、申告書の枚数（つづきを使用していない場合は1枚と記載）及び使用した品名欄の数を記入する。

「通関士記名」欄には、「通関士〇〇〇〇」と記名する（ゴム印でもよい。）。

III その他輸入申告書等の記載要領等

＜少額貨物簡易通関扱いをする貨物の輸入申告書の記載要領＞

関税法基本通達 67-4-1（輸入少額貨物の簡易通関扱い）に掲げる貨物の輸入申告書の記載については、前記IIの「輸入（納税）申告書の記載要領」に準ずる。ただし、統計基本通達21-2（普通貿易統計計上除外貨物）に掲げる貨物（同中(14)（金貨及び貨幣用金）に掲げるものを除く。）については、関税の軽減又は免除の取扱いを受けようとする1品目の価格が20万円を超えるものを除き、申告書上段中「申告種別符号」、「船（取）卸港」、「積載船（機）名」、「入港年月日」、「船荷証券番号」、「船（取）卸港符号」、「船（機）籍符号」、「貿易形態別符号」、「原産国（地）符号」及び「輸入者符号」並びに申告書中段中「減免税条項適用区分符号」の各欄の記載は要しない。

＜関税定率法第3条の3の規定を適用する貨物の輸入申告書の記載要領＞

関税定率法第3条の3の規定を適用する貨物の輸入申告書の記載については、前記の＜少額貨物簡易通関扱いをする貨物の輸入申告書の記載要領＞に準ずる。

なお、この場合においては、申告書中段中次の欄の記載は以下による。

「品名」欄には、少額輸入貨物に対する簡易税率（本項において以下「少額輸入貨物簡易税率」という。）を適用することができる貨物であること及び少額輸入貨物簡易税率表の所属区分（同表の番号及び品目欄の区分番号をいう。）が識別できるように記載する。なお、同表の所属区分が同一の品目は、まとめて同一欄に記載して差し支えないものとし、その場合、代表的な品目の品名に「等」を付して記載する。

「番号」欄には、少額輸入貨物簡易税率表の所属区分を次の例に従つて記載する。

(例)	ブランデー	:	1-(1)
	ウイスキー	:	1-(2)
	コーヒー	:	2-(1)
	なめし毛皮	:	3
	プラスチック製品	:	4-(3)
	医療用品	:	5-(2)
	ブレザー、ズボン	:	6

「統計細分」欄は、記載を要しない。

「税表細分」欄は、記載を要しない。

「単位欄」は、従量税率が適用される場合を除き、記載を要しない。

「正味数量」欄は、従量税率が適用される場合を除き、記載を要しない。

「税率」欄には、「基」の下の枠に「K」（少額輸入貨物簡易税率適用の意思表示を表す。）を記入する。

＜関税率法第 14 条第 18 号の規定を適用する貨物の輸入申告書の記載要領＞

関税率法第 14 条第 18 号の規定を適用する貨物（関税法基本通達 67-4-6 に掲げる貨物について、67-4-7 の規定に基づき申告する場合を除く。）の輸入申告書の記載については、前記の＜少額貨物簡易通関扱いをする貨物の輸入申告書の記載要領＞に準ずる。

なお、この場合において、「番号」、「統計細分」、「税表細分」及び「税率」の各欄並びに消費税に関する欄の記載は要しない。

＜賦課課税方式適用貨物の輸入申告書の記載要領＞

賦課課税方式が適用される貨物の輸入申告書の記載については、前記Ⅱの「輸入（納税）申告書の記載要領」に準ずる。ただし、申告書の標題中「（納税）」の文字をまっ消して使用することとし、申告書の中段中「税表細分」、「税率」、「関税額」及び「税額合計」の各欄の記載は要しない。

＜地位協定の実施に伴う関税法等の臨特法等関係貨物の申告＞

地位協定の実施に伴う関税法等の臨特法第 6 条関係及び国連軍協定の実施に伴う所得税法等の臨特法第 4 条の申告納税方式による貨物の申告に際しては、従来の様式（税関様式 F-1040、F-1050 及び F-4010）により申告する。

なお、この場合において、税関様式 F-1040 及び F-4010 により申告する場合には、令第 4 条第 2 項の規定により、税率、税額等の記載は省略して差し支えない。

＜蔵（移・総保）入承認申請書の記載要領等＞

- (1) 蔵（移・総保）入の承認申請に際しては、輸入（納税）申告書の標題、「輸入（納税）申告書」の文字を抹消し、ゴム印又はペン書きで「蔵入承認申請書」、「移入承認申請書」又は「総保入承認申請書」の表示をする。

(2) 蔵(移・総保)入承認申請書の記載については、前記Ⅱの「輸入(納税)申告書の記載要領」に準ずる。ただし、通販貨物等識別欄、プラットフォームの名称等欄、運送場所識別欄、貨物運送先の各欄、関税額欄、内国消費税等額欄及び減免税条項適用区分欄の記載は要しない。

なお、申請書記載事項に誤りがあったときは、修正申告書又は更正の手続によることなく、税関において是正し、又は申請者が訂正する。

(3) 総保入承認申請書の記載に当たっては、次のことに留意する。

- (イ) 標題の右部に、承認申請が蔵置の目的である場合は「蔵置」と、加工又は製造の目的である場合は「加工・製造」と、展示又は使用の目的である場合は「展示・使用」と表示する。
- (ロ) なお、1申請で異なる目的で総保入れしようとする貨物がある場合は、目的ごとに欄を分け、それぞれの欄の「関税額」欄に「蔵置」、「加工・製造」又は「展示・使用」と表示する。

<蔵出輸入申告又は総保出輸入申告(加工・製造又は展示・使用を行った貨物に係るもの)の取扱い>

(1) 蔵出輸入申告又は総保出輸入申告に際しては、当該申告に係る貨物の蔵入承認書又は総保入承認書を添付させるものとし、申告書の書面審査は、原則として当該承認書により行う。

(注) 蔵入承認書又は総保入承認書が添付されているときは、蔵入承認又は総保入承認の際に確認した仕入書等の添付は要しない。

(2) 蔵出輸入申告又は総保出輸入申告の受理窓口は、一般の輸入申告と同様商品別の受理担当審査官とし、受理後の蔵出輸入申告書又は総保出輸入申告書は、現品検査を要するものその他通常の商品別の流れにおいて処理することが適当と認められるものを除き、受理担当審査官から直接収納担当部門に回付する。

<原料課税の適用を受ける貨物に係る製品の移出輸入申告又は総保出輸入申告の取扱い>

(1) 原料税の表示

原料課税の適用を受ける貨物に係る製品の移出輸入申告書又は総保出輸入申告書には、その適宜の空欄に「原料課税」と明確に表示する。

(注) 記載例

品名		単位	正味数量		申告価格(CIF)	
番号	統計細分				△内国消費税等課税標準額	
[]		KL	164	652	千	円
	税表 細分					

Butane Sp. Gr. at 15°C 0.563				酒 石 消				地			
				酒 石 消				地			
()			KL	138	617				千	円	
Light Gasoline Sp. Gr. at 15°C 0.6731											
				酒 石 消				地			
				酒 石 消				地			
()			KL	421	434			1,756	千	円	557
(使用原料) khafji Crude Oil Sp. Gr. at 15°C 0.8700											
				酒 石 消				地			
				酒 石 消				地			
原料 課 稅											

(2) 申告書中段の記載要領

イ 製品の記載に当たっては、「品名」、「単位」及び「正味数量」以外の事項は記載を要しない。ただし、内国消費税等課税物品であるときは、内国消費税等に係る事項はすべて記載する。

ロ 原料については、製品と別個の欄（下欄）に「使用原料」と表示の上、同一申告に係る当該原料使用の各製品につき一括して記載する。

なお、輸入品に対する内国消費税の徴収に関する法律第16条第5項第1号、第8項及び第9項に該当するものについては、内国消費税等に係る事項についても記載を要するので留意する。

ハ 製品に関する記載欄と原料に関する記載欄については、中間に黒色の棒線を引き、明確に区分する。

(3) 申告書下段のうち「貨物の個数・記号・番号」の欄は、製品についてのみ記載する。

<関税法第7条の2の規定を適用する貨物の輸入申告書及び特例申告書の記載要領>

(1) 輸入(引取)申告

イ 特例申告貨物(関税法第7条の2第2項に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ。)の輸入申告に際しては、輸入(納税)申告書の標題「輸入(納税)申告書(内国消費税等課税標準数量等申告書兼用)」を「輸入(引取)申告書」に訂正し、上部余白に「7条の2」と朱書きで表示する。

ロ 輸入(引取)申告書の記載については、前記I及びIIに規定する記載要領に準じて記載することとするが、「輸入者符号」欄には、輸入者符号の後に輸入(引取)申告である旨のコード「A」を横線で結ぶことにより記載する(例:11111-A)。

なお、以下の項目については、記載を要しない。

(ア) 申告書中段の関税に関する欄のうち

- i 「税率」欄
- ii 「関税額」欄
- iii 「減免税条項適用区分」欄
- iv 「税額合計」欄

(ウ) 申告書中段の内国消費税等に関する欄全部

(エ) 申告書下段のうち

- i 「評価申告」欄
- ii 「納期限の延長に係る事項」欄
- iii 「延長しない税額」欄

なお、申告書中段の関税に関する欄のうち「申告価格」欄は、有償で輸入される貨物については、仕入書等に係る書類に記載された当該貨物の価格(その価格が契約の内容と相違する場合にあっては契約の内容に適合する価格)を記載し、無償で輸入される貨物については、関税法施行令第59条の2第3項に基づく価格を記載する。

また、申告書下段の欄のうち「貨物の個数・記号・番号」欄には、貨物の個数及び保全担保番号のみを記載する。

ハ 以下の規定により輸入申告書に付記を行う場合は、申告書下段「添付書類」欄に「第○欄:関税定率法(又は関税暫定措置法)第○条第○項適用予定」と記載する。

(イ) 関税定率法施行令第3条第2項(同令第3条の4において準用する場合を含む。)

(ウ) 関税定率法施行令第5条の2第2項

(エ) 関税定率法施行令第13条の4

(オ) 関税定率法施行令第16条第3項

(ホ) 関税定率法施行令第16条の5第2項

(ヘ) 関税定率法施行令第34条第2項

(ト) 関税暫定措置法施行令第23条第4項

ニ 関税暫定措置法第8条の2第1項、第3項及び第4項の規定の適用を受けようとする

場合は、申告書下段「添付書類」欄に特恵関税を適用しようとする旨を記載する。

(2) 特例申告

- イ 特例申告に際しては、輸入（納税）申告書「輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用）（C-5020）」の表題部分を「特例申告書」に訂正し、上部余白に「7条の2」と朱書きで表示する。なお、一括特例申告を行う場合には、上部余白に「一括」と追記する。
- ロ 特例申告書の記載については、前記Ⅰ及びⅡに規定する記載要領に準じて記載することとするが、「輸入者符号」欄には、輸入者符号の後に特例申告である旨のコード「B」横線で結ぶことにより記載する（例：11111-B）。なお、一括特例申告を行う場合には、輸入者符号の後に一括特例申告である旨のコード「C」を横線で結ぶことにより記載する（例：11111-C）。また、輸入の許可との関連を明示するため申告書上段の「申告番号」欄には輸入の許可を受けたときの申告番号を記載し、一括特例申告を行う場合においては、申告書下段の欄のうち「貨物の個数・記号・番号」欄に記入する。なお、「申告年月日」欄は2段書きとし、上段に特例申告年月日を記載し、下段に輸入（引取）申告年月日をかつこ書きで記載し、「蔵入、移入又は総保入先」欄には輸入許可年月日をかつこ書きで記載する。ただし、一括特例申告を行う場合には、当該輸入許可の日の記載を省略して差し支えないものとする。

なお、輸入（引取）申告書と重複する申告項目のうち、以下のものについては、記載を要しない。

・申告書上段

- (イ) 「船（取）卸港」欄
- (ロ) 「積出地」欄
- (ハ) 「船荷証券番号」欄
- (ニ) 「蔵入、移入又は総保入先」欄
- (ホ) 「船（取）卸港符号」欄
- (ヘ) 「船（機）籍符号」欄
- (ト) 「貿易形態別符号」欄

ハ 控除すべき税額がある場合には、申告書中段「関税額」欄中「減免税額」を「控除税額」と訂正のうえ当該欄に控除すべき税額を、当該欄以外の欄には控除後の関税額を記載し、「減免条項適用区分」欄のうち「符号」欄には統計基本通達別紙第7に規定する控除の旨を表す符号を記載する。

ニ 関税暫定措置法第8条の2第1項、第3項及び第4項の規定の適用を受けようとする場合は、申告書下段「添付書類」欄に「原産地証明書」（税関様式P-8210）の番号（例P-8210:No.○○）を記入する。更に、当該申告貨物が同法施行令第26条第2項又は第3項の規定の適用を受けることにより特恵受益国原産品とされる物品に該当する場合は、「原産地証明書に記載された物品の生産に使用された日本からの輸入原材料に関する証明書」（税関様式P-8220）又は「累積加工・製造証明書」（税関様式P-8230）の番号（例P-8220:No.○○）を併記する。また、当該申告貨物が同法施行令第31条第1項第2号又は第3号に該当する場合は、その旨（例 暫令31-1-2該当）を併せて記載する。